

南島原市放課後子ども教室推進事業「寺子屋21」実施要項

1 趣 旨

放課後や週末等に学校や社会教育施設等を活用して、子どもたちを中心に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を、地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会の中で夢や目標に向かって、たくましく生き抜く子どもの育成を目的とする。

2 実施主体

南島原市教育委員会

3 運 営

(1) 委員会の設置（放課後子どもプラン運営委員会）

事業の円滑な推進を図るため、下記を組織する。

運営委員会：活動基本方針等を協議

（学校関係者・PTA関係者・社会教育関係者・放課後子ども教室関係者・放課後児童クラブ関係者・市の職員（教育委員会・福祉部局））

実行委員会：具体的実施方法等を協議

（学習アドバイザー（指導者）・学校・PTA・コーディネーター・教育委員会）

(2) 教室の実施

①活動内容

- ・地域の教育力を活かした様々な体験・交流・学習活動
- ・先人を敬いふるさとを愛する心（郷土愛）を育むための体験・交流・学習活動
- ・放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- ・基本的な生活習慣の習得
- ・地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- ・その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するための活動

②活動場所

学校施設（余裕教室、校庭、体育館等）や公民館等の社会教育施設など、安全・安心して活動できる場所で実施する。

③実施期間

年間を通じて、放課後や週末等（主として第1・3土曜日の午前中）に継続的に実施する。

④安全管理者の配置

子どもたちの安全管理面に配慮するため安全管理者を配置する。

⑤学習アドバイザー（指導者）の配置

学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供し、地域のニーズに適した学習アドバイザー（指導者）を配置する。

⑥コーディネーターの配置

放課後週末対策事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを配置する。

（３）経費

①学習アドバイザー、安全管理者、コーディネーター・支援ボランティア経費については予算の範囲内にて支給（謝金・保険料等）

②参加者経費については本人負担（保険料・材料費等）

4 留意事項

①参加者はスポーツ安全保険の加入を原則とする。

②児童生徒の送迎等の安全確保については、保護者の責任のもとに行う。

③児童生徒の自主的参加を原則とする。

④休講や日程の追加・変更などの児童生徒への連絡は、指導者より教育委員会（各教育振興班）→学校を通じて行う。

⑤指導者の補助として支援ボランティア（保護者や地域住民）の参加を受け入れる。

⑥参加教室は、前期・後期の二期制とし、それぞれ参加申込みを受ける。

南島原市放課後子ども教室推進事業「寺子屋21」組織図

